

1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）について

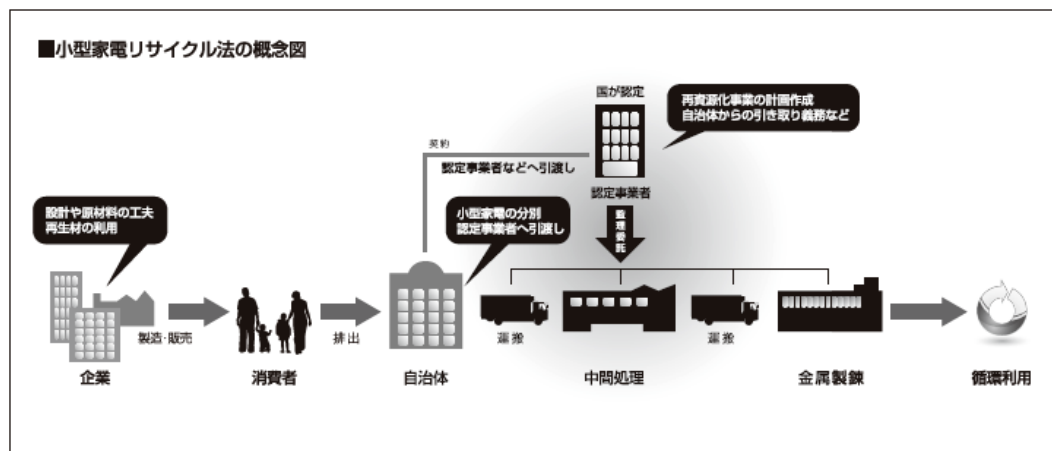
（1）法律の目的

使用済小型電子機器等（小型家電製品）は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村における現状の処分においては、鉄やアルミニウム等一部の金属のみ回収され、その他の金や銅などの有用な資源は埋立処分されています。この状況に鑑み、使用済小型家電製品の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図り、資源確保、廃棄物減量化、循環型社会の形成の推進を目的とする。

（2）市の責務

市は、その区域内における使用済小型家電製品を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型家電製品を認定事業者へ引き渡すよう努める。

認定事業者…市町村から排出された使用済小型家電製品を引き取り、中間処理、金属精錬を行い再資源化するため、再資源化実施に関する計画を作成し、国から認定を受けた事業者。



（3）施行年月日 平成25年4月1日施行

2. 制度対象品目

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具のうち、家電リサイクル法の対象となっている品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）以外の品目については、ケーブルや充電器などの付属品も含めて、ほぼ全ての品目が制度対象品目となる。

（例）携帯電話、電話機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子レンジ、ラジオ、掃除機、炊飯器、DVDデッキ、デジタルオーディオプレーヤー、電卓、電子血圧計、電気かみそり、ヘアドライヤー、ゲーム機、カーステレオ、付属品（リモコン、ACアダプター、ケーブル、充電器等）など

3. 使用済小型家電製品の回収による便益

（1）埋立処分等費用削減便益

現在、もえないごみや粗大ごみとして出されている使用済小型家電製品を処分する場合には、破碎処理、焼却処理、埋立処分を行うために費用がかかる。また、破碎処理にあたっては破碎処理施設に負担をかけるものとなる。

使用済小型家電製品を回収して再資源化することによって、処理量が減少し、その分、埋立処分費用などが削減でき、処理設備のメンテナンス費用も節約できる。

（2）薬剤処理費用削減便益

使用済小型家電製品を含む廃棄物を焼却処理すると、焼却飛灰が発生する。飛灰には鉛等の有害な重金属が含まれており、飛灰を埋立処分するためには、飛灰に薬剤を添加し、溶出を防止する必要がある。

使用済小型家電製品を回収して再資源化することによって、飛灰に含まれる鉛等が減少し、薬剤の使用を抑制することができ、費用を削減することができる。

4．使用済小型家電製品の回収方式

市町村における使用済小型家電製品の回収方式としては、以下のような方式がある。これらのうち、どの方式を選択するかは地域の実情に合わせて判断する。また、複数の方式を組み合わせることも可能。

	概要
ボックス回収	回収ボックスを様々な地点に常設し、排出者が使用済小型家電製品を直接投入する方式。
ステーション回収	現行の分別収集体制においてごみステーションごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型家電製品に該当する分別区分を新設（回収かごを設置）して回収する方式。
ピックアップ回収	従来の分別区分にそって回収し、清掃工場にて、回収した廃棄物の中から使用済小型家電製品を選別する方式。
イベント回収	地域のイベントにおいて回収ボックスを設置し、参加者が持参した使用済小型家電製品を回収する方式。
清掃工場への持ち込み	清掃工場へ市民が直接、使用済小型家電製品を持参する方式。

5．使用済小型家電製品の回収の現状

現在、使用済小型家電製品は「もえないごみ」「粗大ごみ」として排出され、蕨戸田衛生センターに搬入され、破碎処理されている。破碎処理後、鉄分は回収し売却され、その他の部材（破碎残渣）は焼却処理されている。



平成24年度 蕨市収集量 もえないごみ 1,091トン
粗大ごみ 560トン

蕨戸田衛生センター組合でのサンプリング調査

蕨戸田衛生センターにて、平成25年5月と7月に不燃ごみ、11月に粗大ごみの小型家電サンプリング調査を実施した。

その結果、蕨市の不燃ごみの中には7.7%、粗大ごみの中には6.0%の使用済小型家電製品が含まれていた。

6. 小型家電リサイクルの実施方針

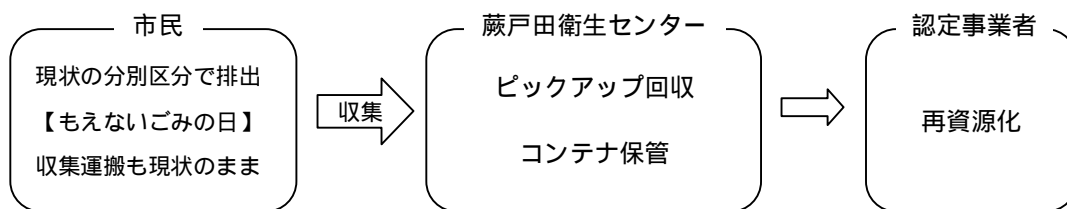
小型家電リサイクルの実施については、蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合の三者にて、早期実施に向けての体制づくりを協議してきた。

循環型社会の形成、有用な資源確保等の社会問題への貢献、資源化率の向上や市民の資源化に関する意識向上、廃棄物処理費の削減などに寄与する目的で以下のとおり実施方針を提案する。

(1) 回収方式

市民の分別による負担をかけず、かつ収集運搬に係るコストをかけないよう、現状の分別区分、収集運搬を継続したうえで、蕨戸田衛生センターに搬入された不燃ごみの中から対象となる使用済小型家電を選別する方式(ピックアップ方式)を採用する。

ピックアップされた使用済小型家電は鉄箱(コンテナ)に保管後、認定事業者に引き渡す。



なお、携帯電話など個人情報を含む小型家電を回収するためのボックス回収については、ボックスの購入費用負担、設置場所の確保の観点から当面は見合わせ、他市の状況を勘案して検討する。

(2) 回収対象品目

コンセント、電池で動く小型家電製品全般(電気コード、ACアダプター等の付属品含む) 家電リサイクル法対象品目、パソコンは除く

(3) 実施時期 平成26年4月より実施